

鋸山周辺来訪者、嗜好などの地域資源基礎調査事業業務委託 仕様書

1 委託業務名

鋸山周辺来訪者、嗜好などの地域資源基礎調査事業業務委託

2 委託業務の目的

古代からの信仰の場として、また、近代化を支えた石材産業の山として知られる鋸山では、近年、都心に近い低名山として愛着を持つ登山客が増加し、また、石の研究者たちの活動も活発化している。日本遺産「候補地域」として認定されたことをきっかけに、富津市や鋸南町という行政区域を超えたネットワーク構築を進め、歴史文化遺産を活用して地域の活性化を図る機運が高まっている。

しかしながら、鋸山では、域内にどれだけの来訪者があり、どこから来ていてどのようなニーズがあるのかなど、観光等に関する基礎調査データがなく、活性化を図る上での戦略的なマーケティングが不十分である。

本業務委託は、観光に関する基礎調査を行い、ターゲットを明確にしながら、鋸山の強み・弱みを明確にし、課題を抽出することで、日本遺産認定を目指す鋸山がとるべき戦略の方向性について提案を行う業務である。

3 業務対象区域

日本遺産「候補地域」鋸山（富津市・鋸南町）

4 履行期間

契約日の翌日から令和4年（2022年）3月20日までとする。

5 業務委託の内容

業務委託の内容は、以下の通りとする。

(1) 基礎調査

日本遺産「候補地域」鋸山の課題や戦略の方向性を検討するうえで必要となる調査を実施する。具体的な調査項目は以下のとおりとする。

①鋸山周辺の来訪客数調査

鋸山を来訪する観光入込客数の実態調査を行う。なお、外国人観光客の割合も含めて調査すること。

観測を行う場所について提案すること。（エリアや観測地点を設定すること。）

②首都圏住民向けWEBアンケート調査

千葉県、東京都、神奈川県など首都圏住民を対象としたアンケート調査を行う。

調査を実施する内容や方法、回収サンプル数について提案すること。

なお、外国人観光客も調査対象に含めること。

- ・対象 概ね3年以内に鋸山を訪れた人
- ・最低回収数 1,000人程度

アンケート結果に基づき、属性（性別、年齢別、地域別など）や訪問経験などとのクロス分析を行い、鋸山への観光客の実態把握を行う。

③来訪者向けニーズ調査

鋸山の来訪者に対して、アンケート又はヒアリング調査を行い、鋸山の文化財の魅力や満足度、消費額、再訪意向等のニーズを把握する。

調査を実施する内容及び実施回数、回収サンプル数等について提案すること。

- ・調査最低数 来訪者 100 人（無作為抽出、男女各 50 人程度、国籍を問わない）

（2）戦略づくりに関する提案

①文化財の活用に関する提案

基礎調査を踏まえ、鋸山の文化財を活かした戦略の方向性について記載し、報告書を作成する。

②受入環境整備に関する提案

基礎調査を踏まえ、日本遺産「候補地域」鋸山が観光客を安全・安心に受け入れるための環境整備に関する方向性を記載し、報告書を作成する。

なお、多言語化の推進、公衆トイレ、2次交通、交通渋滞の改善、キャッシュレスの推進など、基礎調査を踏まえて報告すること。

③持続可能性のある観光活用に関する提案

基礎調査を踏まえ、日本遺産「候補地域」鋸山の文化財を活用し、観光客の受入環境整備に向けた財源の確保など、持続可能な観光活用の方向性について記載し、報告書を作成する。

（3）日本遺産「候補地域」鋸山の基礎調査研究報告書作成

①調査研究報告書

本契約に関する成果品は次の通りとする。受注者は成果品の内容、形式等について事前に委託者と協議し、委託者の承認を得てから納品すること。

- ・日本遺産「候補地域」鋸山の調査研究報告書 40 部（A4 判カラー簡易製本）
- ・上記に伴う電子データ 1 部（CD - R 等）

また、以下の項目の内容を必ず記載すること。

- ・（1）基礎調査の結果
- ・（2）戦略づくりに関する提案で指示した事項

②成果品の帰属

本契約の成果品に関わる権利は、すべて委託者に帰属するものとする。受託者は、委託者の許可なく成果品を複製、公表、貸与又は使用してはならない。

③成果品に対する責任の範囲

本業務完了後であっても、受託者の過失または疎漏に起因する不良個所が発見された場合は、委託者の指示により、必要な補足・修正を受託者の負担により行うものとする。

④成果品の納入場所

富津市下飯野 2443 番地（鋸山日本遺産「候補地域」活用推進協議会事務局）

6 業務の報告等

(1) 実施状況等の報告

受託者は、委託者の指示に基づき、適宜、委託者に実施状況等を報告すること。

(2) 業務完了報告書

受託者は、業務完了後は、業務完了報告書（冊子及びデータ）を作成し納品すること。

なお、報告書はグラフやデータ、写真等を掲載し、わかりやすくすること。

(3) 業務の確認

委託者は、上記（1）、（2）の報告を受けた時は、速やかに履行状況を確認するとともに、必要に応じて現地確認を行うこととし、受託者は委託者からの求めにより、これに立ち会うものとする。

なお、受託者が行った現地調査の結果、仕様書の内容を満たさない履行状況であると判断した場合には、委託者の指示に従い、受託者は速やかに改善するものとする。

7 個人情報及び情報資産の取り扱い

(1) 秘密の保持

受託者は、本契約の履行に伴い、知り得た業務知識（個人情報及びその他の情報という、以下同じ）の一切を他に漏らしてはならない。また、本契約終了または解除後も同様とする。

(2) 情報の第三者への提供の禁止

受託者は、本契約の履行に伴い、知り得た業務内容の一切を第三者に提供してはならない。

(3) 情報の指示目的以外の利用の禁止

受託者は、本契約の履行に伴い、知り得た業務内容の一切を委託者の指示する目的以外に使用してはならない。

8 その他

- ・受託者は、関係法令に則り、適正に業務を遂行すること。
- ・受託者は、業務履行の全部を一括して第三者に委任し、または請け負わせてはならない。ただし、委託者の承諾を得た時はこの限りではない。なお、委託する割合上限についても、委託者との協議により決定する。
- ・受託者は、再委託した業務に伴う当該第三者の行為について、すべての責任を負うものとする。
- ・受託者は本業務を実施するに当たり、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに委託者に連絡する。
- ・この仕様書に定めのない事項または業務遂行上、疑義が生じた時は、委託者と協議す

るものとする。